

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和 6 年 4 月
大阪広域水道企業団

公共工事の前金払の特例措置の期間延長について

大阪広域水道企業団では、公共工事の前金払の用途について平成28年度以降の契約案件を対象に拡大しておりますが、このたび下記のとおり適用期間を延長することとしますのでお知らせします。

記

1 特例措置内容

前払金の用途について、建設工事請負契約書第 36 条「前払金の使用等」に定めるもののほか、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）にも適用（これらに充てられる上限額は、前払金額の 100 分の 25 となります。）。

⇒建設工事請負契約書に別添で「前払金の使用等の特例に関する特約条項」を追加。

2 適用対象

特例措置の適用期間を 1 年間延長します。

現 行：平成 28 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 6 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

改正後：平成 28 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 7 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

※波線部分は中間前払い金を選択した場合に記載。

3 その他

既に契約締結した債務負担行為案件について、令和 6 年度の前払金に特例措置の適用を希望される場合は、その旨発注所属にお申し出ください。変更契約により対応を行います。

お問い合わせ先

財務課 契約グループ

電話 06-6944-6866